平成21年度 第5回新温泉町行財政改革推進委員会会議録(要旨)

[開催日時] 平成21年11月25日(水)午後1時30分~3時15分

[開催場所] 浜坂多目的集会施設 1階 会議室

-[出 席 者] 倉田委員長、下雅意副委員長

井筒委員、上島委員、河越委員、角田委員、中田委員、

福田委員、森田委員、米田委員

事務局 西村総務課長、朝野係長

[会議次第]

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
- (1)第2次新温泉町行財政改革大綱(素案)の修正について
- (2)第2次新温泉町行財政改革大綱の答申(案)について
- 4 その他
- 5 閉 会

[内 容]

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 委員長:9月に町長から行革大綱について諮問を受け、その後、検討を重ねてきた。前回の委員会で、その検討については終わったと思っている。従って、 今日は、大綱の一部修正と答申案について検討していただきたいと思う。

3 議 事

(1)第2次新温泉町行財政改革大綱(素案)の修正について

・主な意見等

(「第3 行財政改革の基本方向と主な取組み」、「2 財政健全化の推進」の「(3)自主 財源の確保」)

- 委員:自主財源の確保については、文言が緩やかな表現に変わっている。滞納税額が年々増えてきている。今の経済状況をみると今後も増える可能性があるだろうと想像される。悪質な事案について強化等するというところで対応されると思うが、具体的に担当課とどのような話をしているか。
- 事務局:具体的な計画を即答できないが、修正前の「個別事案に沿った滞納処分」が「滞納対策の強化等」に含まれるとご了解いただきたい。更に、納税相談の充実も図っていくということで文面を変更させていただいた。
- 委員:従来から悪質なものがあると聞いているが、そのことについては強い態度で臨まれるということか。
- 事務局:滞納処分をどんどんすれば納税が図れるというふうに受け止められる ので、そうではなく、前段の努力を十分したうえで滞納処分もしていくとい う形に文言を修正した。

例えば、滞納処分をしても、町の収入としては、換価といって売ってきちっと税金が入るものもあれば、入らないものもあり滞納処分そのものが、必ずしも収納率の向上に全てがつながるというものでない。

- 委員:滞納対策ということで、町県民税の特別徴収の提案も進められている。 町もこのような対策を考えられていると思うので、取れないところを解決し ていくという形で、滞納対策ということでいいのではないかと思う。
- 委員長:答申書の付帯意見の中に、滞納者の分析を行い滞納処分の強化を図る ことと提案している。事務局の提案どおり修正しておいて、答申書の付帯意 見で提案していくということでよろしいか。

(異議なし)

(「第3 行財政改革の基本方向と主な取組み」、「4 行政サービスの向上と新時代の行政の推進」の「(4)よりよい子育て・子どもの育つ環境づくり」)

委員:広報のほうとしては、支援コーナーというような具体的な文言は入れて ほしくないということか。

事務局:担当課と協議する中で、広報紙だけが情報提供の媒体ではないという ことで、例えば子育て家庭に子育て支援センターの情報提供をしたり、ホームページで提供もでき、広報紙に限ったものではないということで表現を変 更している。

(その他意見)

委員:行革の中に住民参画と協働、ボランティアの推進などが出ている中で、 行政が歩み寄っていただくということの中で、行政と住民のパートナーシップの構築という部分がもう少し強調されてほしいと思う。「第3 行財政改革の基本方向と主な取組み」の「1 住民の参画と協働の推進」の文面の中に「パートナーシップの構築」ということを不都合でなければ、加えていただけないか。

委員:「住民と行政が連携・協働し」という文章と重複していないか。

事務局:協働の意味と少し重複する部分もある。

委員長:ご意見を出していただいたが、他の委員から、積極的なご意見がない ようであれば、このままにさせていただきたい。

(2)第2次新温泉町行財政改革大綱の答申(案)について

・主な意見等

(「1 はじめに」)

委員:国の三位一体改革というのは地方交付税を減らすためではなかったのではないか。地方分権をするから、移譲するということではないのか。

事務局:通常は、三位一体改革が交付税の減額につながったという捉え方をしている。

委員:「ほぼ原案どおり答申」の「ほぼ原案どおり」はいらないのではないか。 一生懸命、審議してこれがいいということで答申しないといけないのに、手 を抜いたようなニュアンスである。

委員長:そのように修正させていただくということでよろしいか。 (異議なし)

(「2 付帯意見」の「(1)住民の参画と協働の推進」)

委員:「役場職員が地域コミュニティをリードするような」とあるが、リードし

てほしいとは言っていない。地域コミュニティに参加してほしいと言っている。役場の職員も住民、人材であるので一緒にやりましょうと。「役場職員も地域コミュニティの一員として積極的に参加するべく検討すること」としてほしい。

委員長:このように変更していただきたい。

(「2 付帯意見」の「(2)財政健全化の推進」)

委員:「経費の削減は難しい問題であるが」の「難しい問題であるが」は、いる のであろうか。

委員:ここで入れると、全て「難しい問題であるが」が入ることになる。

委員長:この文言を削除することでよろしいか。

(異議なし)

委員:予算の使い切りはやめて、残った予算を使いたい課へ振分けできるよう な方向にできないか。使い切ってなかったら、次年度の予算を削減するとい うやり方は止める方向で、職員が考え方を変えて行ってはどうか。

事務局:予算の使切りの発想は止めて、極力削減して残す方向である。従来は不用額を出さないようにしていたが、今は不用額をどんどん出してほしいと指導してきているし、12月の補正なりで減らすものは減らして、必要なものに振り替えるなどしている。

委員:「この度、策定した、公立浜坂病院改革プラン」とあるが、私たちが策定したような表現である。

事務局:「平成21年4月に策定された」とさせていただきたい。

(「2 付帯意見」の「(3)効率的で質の高い行政運営の推進」)

委員:「イ」について、条例で決めないといけないことを外して、ある意味で臨機応変に動かせる、詳細まで条例で決めてしまわずにできないかということであった。

事務局:住民の方に負担を強いたりすることは、条例化するとういうことが基本である。議会のチェックがかからなくなる。必要があれば、条例改正していくということが普通の手法である。

委員:よかれと思ってやっていることが試せる形を作っていってもいいのではないか。もっと工夫して収益が上がることを考えてもらえたり、施設が活性化する、利用が増えるようなことを試せるということを残してもらったほうがいい。

委員:この表現ではダメだということか。

委員:減免規定ではカバーしきれないのではないかというところである。公共 料金といったものの設定について融通が効かせられる余地がある条例の作り 方ができたらと思う。 委員:条例というものは、議員が決めるものではないか。この会議で、そのあり方や設定の仕方について議論するのはどうかと思う。

委員:要は、「各種施設の利用促進に向けた職員の柔軟な発想が生かされるよう 努めること」ということであるので、どんな条例を作るかは行政サイドの発 想の問題であるから、柔軟な発想が生かされるような条例のあり方も検討し てほしいということだけを、私たちは提議したらダメなのか。

委員:この案のとおりでいいのではないか。

委員長:この項についてはそのままでよろしいか。

(異議なし)

(「2 付帯意見」の「(4)行政サービスの向上と新時代の行政の推進」及び、「3 参 考資料」を含めその他全体)

(意見なし)

委員長:以上で答申書の審議は終わらせていただきたい。修正しないといけない箇所が何箇所か出てきているので、事務局でまとめていただきたい。その確認は、委員長、副委員長で行わせていただくということでよろしいか。 (異議なし)

- 4 その他
 - ・答申日程

11月30日(月) 午後2時~

(場所:庁舎2階 第1応接室、出席:委員長、副委員長)

・次回委員会日程

第6回 1月下旬

5 閉 会

事務局:(お礼のあいさつ)

副委員長:行財政課題の継続ということはずっと続いていくと思っている。各種行財政の指標は県下で決して悪いほうでないという話があったが、不断の行財政改革を行って、緩めることなく次の新温泉町のまちづくりの指針たるべく、行財政の答申を、皆さんのご成案を得られたものと思う。